

これは、参考例です。実際の作成は、作成者の責任において、十分に検討したうえで、行ってください。

通所型サービスを提供するための
指定通所介護等契約書の変更例

1 前文について

契約するサービスに、通所型サービスを加える。

例 _____様（以下「利用者」といいます。）と〇〇デイサービス（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う、通所介護又は府中市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「府中市総合事業」といいます。）による通所型サービス（以下「指定通所介護等」といいます。）の事業について、次のとおり契約します。

2 （契約の目的）について

提供するサービスに、通所型サービスを加える。

例 第〇条 事業者は、利用者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令の趣旨を遵守し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所介護等を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用料金を支払うものとします。

3 （契約期間）について

契約期間の要件に、事業対象者の介護予防ケアマネジメントの有効期間に係る条件を加える。

例 第〇条 この契約の始期は、平成____年____月____日から効力を有するものとします。

2 この契約の終期は、要介護又は要支援の認定（以下「要介護認定」といいます。）を受けている利用者にあつては、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとし、府中市総合事業による介護予防・生活支援サービス事業の対象であることの確認（以下「事業対象者確認」といいます。）を受けている利用者にあつては、府中市総合事業による介護予防ケアマネジメントの有効期間満了日までとします。

・
・

4 (通所介護計画) について

作成するサービスの計画に、介護予防ケアマネジメントに沿って作成する通所型サービス計画を加える。

例 第〇条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は府中市総合事業による介護予防ケアマネジメント(以下「居宅サービス計画等」といいます。)に沿って、「通所介護計画」又は「通所型サービス計画」(以下「通所介護計画等」といいます。)を作成します。事業者は、この「通所介護計画等」の内容を利用者及びその家族等に説明し交付するものとしします。

5 (サービスの提供の記録) について

提供の状況を記録するサービスに、通所型サービスを加える。

例 第〇条 事業者は、指定通所介護等の利用状況、実施内容などのサービス提供の状況を記録し、必要な場合は、家族と連絡を取るものとしします。

・
・
・

6 (料金) について

利用者が利用料金を支払うサービスに、通所型サービスを加える。

例 第〇条 利用者は、指定通所介護等の対価として、「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、事業者に支払うものとしします。

・
・
・

7 (サービスの中止) について

通所型サービスの利用料が月額制であることを考慮し、キャンセル料に関する規定を必要に応じて変更する。

例 第〇条 . . .

- 前各項の規定に基づく手続きによらず、正当な理由がなくサービスが中止された場合は、事業者は、利用者に対して重要事項説明書に定めるキャンセル料を請求することができるものとします。ただし、府中市総合事業による通所型サービスについては、利用料が月額制のため、キャンセル料は不要とします。

8 (契約の終了) について

契約の自動終了の要件に、事業対象者確認に係る条件を加える。

例 第〇条 . . .

- 次に掲げる事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所したため
 - (2) 利用者の要介護認定及び事業対象者確認の区分が非該当となったため
 - (3) 利用者が死亡したため

9 (秘密保持) について

情報の提供先に、介護予防・生活支援サービス事業者を加える。

例 第〇条 . . .

- 事業者及び従業者は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得て、当該利用者に係るサービス担当者会議、保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び府中市総合事業による介護予防・生活支援サービス事業を行う者に、必要な情報を提供することができるものとします。

.
. .
.

10 (賠償責任) について

賠償の対象となるサービスに、通所型サービスを加える。

- 例 第〇条 事業者は、指定通所介護等の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を速やかに賠償するものとします。

.

・
・

1 1 （緊急時の対応）について

緊急時の対応を行うサービスに、通所型サービスを加える。

例 第〇条 事業者は、現に指定通所介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は歯科医師等に連絡を取る等必要な措置を講じるものとします。

1 2 （連携）について

連携を行うサービスに、通所型サービスを加える。

例 第〇条 事業者は、指定通所介護等の提供にあたり介護支援専門員（当該利用者を担当する介護支援専門員がいる場合に限ります。）及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

・
・
・

1 3 （相談・苦情対応）について

相談・苦情の対応を行うサービスに、通所型サービスを加える。

例 第〇条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定通所介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとします。